

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととしてはどうか。

1. 調査時期及び報告時期

(1) 調査時期

調査月は平成21年6月とする。

調査年は平成21年3月末までに終了する直近の事業年（度）とする。

（参考）第16回調査 平成19年6月

(2) 報告時期

速報値の報告時期は平成21年10月末とする。

<本報告>

本報告については、年間（決算）データの調査を行うことから、調査項目が削減されるため、報告内容が限られてくるが、前回と同様に報告するか。

（参考）第16回調査

【速報値の報告日】 平成19年10月26日

【本報告の報告日】 平成20年 7月 9日

2. 調査対象及び抽出率

(1) 調査対象

調査対象は前回と同様とする。

（参考）第16回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

(2) 抽出率

抽出率は前回と同様とする。

（参考）第16回調査

病院 1/5（特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1/1）

一般診療所 1 / 25
歯科診療所 1 / 50
保険薬局 1 / 25

3. 調査内容等の変更点

(1) 年間（決算）データの調査

従来の単月調査に加え、平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）の収支状況、従業員の給料等について、新たに調査する。なお、単月調査と同時に行うため、調査対象施設となる医療機関等の記入負担等を考慮し、調査項目については、原則として速報値で報告しているものを対象とし、追加は必要最小限にとどめる。

(2) 調査項目の名称変更

「医療経済実態調査（医療機関等調査）における年間（決算）データの活用に関する懇談会」の委員から、「〇〇収入」はある特定の取引による入金があった場合を表し、「収支差額」は一連の入金と出金の差引残額を表す表現のため、現行の会計制度（発生主義）にはなじまないとの指摘を受けたことから、それぞれ「〇〇収益」及び「損益差額」に変更する。

(3) 調査項目の追加

次の調査項目について、新たに調査項目を追加する。ただし、年間（決算）データの調査を行うことから、新たに調査項目を追加する場合は、従来の調査項目を削減する必要がある。

<共通事項>

- 事業年（度）に関する項目
 - ・直近の事業年（度）の調査

<病院調査票>

- 一般病棟入院基本料に関する項目
 - ・準7対1入院基本料の算定状況
- 救急医療に関する項目
 - ・年間の緊急入院患者数が200名以上

<保険薬局調査票>

- 保険調剤の状況に関する項目
 - ・調剤した全ての医薬品の数量（薬価基準の規格単位ベース）に占める後発医薬品の割合

(4) 調査項目の廃止

年間（決算）データの調査を行うことから、調査票の簡素化、調査の効率化を図るため、速報値で報告されない項目を中心に、次の調査項目を廃止する。

◎：速報値で使用　○：本報告で使用　×：使用せず

<病院調査票>

①基本データに関する次の項目

- ・ 現有の医業用建物の建築（改築）年月（×）
- ・ 医業用建物の保有形態及び延べ面積（○）
- ・ 病床の状況のうち、介護療養型医療施設分の許可病床数（×）、稼働病床数に関する項目（○）
- ・ 入院患者の状況（○）
- ・ 外来診療等の状況（○）※休診日数は◎
- ・ 承認等の状況のうち、臨床研修病院の指定の有無（○）

②収支に関する次の項目

- ・ 入院診療収益の内訳（◎）
- ・ 外来診療収益の内訳（◎）
- ・ 委託費の内訳（○）
- ・ 設備関係費のうち、賃借料に関する項目（○）※土地賃借料は除く
- ・ 経費の内訳（○）

③給与に関する項目のうち、職種別非常勤職員の給料月額（○）、労働時間に関する項目（◎）

④資産・負債に関する項目（○）

⑤設備投資に関する項目（○）

⑥租税公課・借入金等に関する次の項目

- ・ 借入金に関する項目（◎）
- ・ 税金に関する項目（○）
- ・ 福利厚生費（×）

<一般診療所及び歯科診療所調査票>

①基本データに関する次の項目

- ・ 現有の医業用建物の建築（改築）年月（×）
- ・ 医業用建物の保有面積及び延べ面積（○）
- ・ 青色申告の有無（×）
- ・ 従業者の状況（×）
- ・ 病床・入院患者の状況のうち、療養病床数（×）、介護病床数（×）、在院患者延べ数（○）※一般診療所調査票のみ
- ・ 外来診療等の状況（○）※休診日数は◎

②収支に関する次の項目

- ・ 青色事業専従者給与費（×）
- ・ 委託費の内訳（○）

- ・その他の医業・介護費用の内訳（○）※土地賃借料は除く
- ③給与に関する項目のうち、職種別非常勤職員の給与月額（×）、労働時間に関する項目（◎）
- ④資産・負債に関する項目（○）
- ⑤設備投資に関する項目（○）
- ⑥租税公課・借入金等に関する次の項目
 - ・借入金に関する項目（◎）
 - ・税金に関する項目（○）

<保険薬局調査票>

- ①基本データに関する次の項目
 - ・代表者又は開設者の職種（×）
 - ・現有の薬局用建物の建築（改築）年月（×）
 - ・薬局用建物の保有形態及び延べ面積（○）
 - ・施設基準等の届出状況（○）
 - ・代表者又は開設者の勤務状況（×）
 - ・青色申告の有無（×）
 - ・営業の状況（○）※休日日数は◎
 - ・調剤基本料の請求区分（○）
 - ・保険調剤の状況のうち、調剤報酬明細書の件数（○）
 - ・従事者の状況のうち、青色事業専従者に関する項目（×）、労働時間に関する項目（◎）、無給の家族従事者に関する項目（×）
- ②収支に関する次の項目
 - ・青色事業専従者給与費（×）
 - ・医療事務委託費（○）
 - ・その他の経費のうち、水道光熱費（○）、賃借料に関する項目（○）、広告宣伝費（○）※土地賃借料は除く
 - ・税金に関する項目（○）
 - ・借入金に関する項目（◎）
- ③資産・負債に関する項目（○）
- ④設備投資に関する項目（○）
- ⑤処方せん・医薬品の状況に関する項目（○）※調剤用備蓄医薬品品目数は除く

4. 集計区分

速報値で報告する項目は、次のとおりとする。

(1) 基本集計

①病院・一般診療所

(案1)

病院・一般診療所について、前回と同様に「集計1」及び「集計2」を行う。

「集計1」…介護保険事業に係る収益のない医療機関のみの集計

「集計2」…介護保険事業に係る収益のない医療機関等及び介護保険事業に係る収益のある医療機関等の集計

[メリット]

・「集計1」を行うことで、医療保険診療のみの経営状況を把握することができる。

[デメリット]

・介護保険事業に係る収益のある病院が増加してきているため、「集計1」の対象となる施設の数が少なくなる。

(案2)

病院については、介護収益のない病院が減少してきていることから、「集計1」の対象施設を「医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設」とする。

一方、一般診療所については、全体の約95%が医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満であり、病院と同様の「集計1」を行ったとしても、「集計1」と「集計2」の施設数の違いが僅かであることから、歯科診療所・保険薬局と同様に「集計2」のみを行う。

[メリット]

・病院の「集計1」の対象となる施設が増加する。

[デメリット]

・介護保険事業に係る収益が「集計1」に反映されるため、純粋な医療保険診療のみの経営状況を把握することにならない。

・前回調査と比較するためには、前回の調査結果を再集計する必要がある。

②歯科診療所・保険薬局

歯科診療所・保険薬局については、前回と同様に「集計2」のみを行う。

(2)機能別集計等

①病院機能別の損益状況

- ・特定機能病院
- ・歯科大学病院
- ・DPC対象病院
- ・こども病院
- ・地域医療支援病院
- ・回復期リハビリテーション病棟入院基本料算定病院

- ・小児入院医療管理料算定病院
- ・亜急性期入院医療管理料算定病院
- ・ハイケアユニット入院管理料算定病院
- ・年間の緊急入院患者数が200名以上の病院（新）

②一般病棟入院基本料別の損益状況

③一般病院 病床規模別の損益状況

④ 100床当たりの損益状況（新）

⑤一般診療所 主たる診療科別の損益状況

⑥院外処方率別の損益状況

⑦保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況

⑧職種別常勤職員1人平均給料月（年）額等

⑨一般病院 職種別常勤職員1人平均給料月額推移

⑩療養病床を有する病院の損益状況

⑪療養病床を有しない病院の損益状況

⑫損益率の分布

⑬ 事業年（度）の分布（新）

（3）速報値の報告から廃止される項目

「3. 調査内容の変更点」の（4）に記載されている調査項目が廃止された場合、次の項目が廃止される。

- ①1施設当たりの従事者数
- ②借入金の状況（年額）

（4）その他

定点観測的手法を用いた調査については、層化無作為抽出を行ったうえで、前回調査においても調査に参加した医療機関等について、前回調査と比較を行う定点観測的調査を実施する。

5. その他

有効回答率の向上方策として、次のことを行う。

- ①ホームページを利用した電子調査票の活用を進める。
- ②調査対象となった医療機関等が「中央社会保険医療協議会」を知らない場合があるため、調査票に「厚生労働省」の名称及び「シンボルマーク」並びに「キャッチフレーズ」を入れ、国が実施している調査であることを強調する。
- ③診療側関係団体から団体所属施設に対して、調査の周知や回答喚起などの協力を得ながら進める。

なお、診療側関係団体への調査客体名簿の提供は行わないこととする。